

Roadstead 利用規約（一般利用者向け）

本規約は、株式会社ねこじゃらし（以下「当社」といいます。）が提供する「Roadstead」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する、当社と一般利用者（第4条に定義します。以下同じ。）との間の契約関係を定めるものです。

第1章 総則

第1条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、NFT コンテンツの売買・視聴・レンタルプラットフォームであり、著作権者又は二次販売者（いずれも第4条に定義します。以下同じ。）と一般利用者との間の NFT コンテンツに係る取引の場・機会を提供するものです。
2. 著作権者又は二次販売者と一般利用者との間の取引の保証等に関しては、全て当事者の自己責任とし、当社自ら取引を行うものではなく、取引の委託を受けるものでもありません。当社は、本規約中に別段の定めがある場合を除き、当該取引の取消し、解約、解除、返金、保証等には一切関与しません。
3. 本サービスにおいて「購入」、「オークション」、「落札」等の用語が用いられているとしても、本サービスを通じて著作権者又は二次販売者と一般利用者との間に成立する契約は NFT コンテンツ（第4条に定義します。以下同じ。）の利用許諾（いわゆる「ライセンス契約」）であり、当該 NFT コンテンツに関する何らの権利も移転するものではありませんので、ご注意ください。

第2条（本規約の適用）

本規約は、当社と本契約（第5条第3項で定義します。）を締結し本サービスを利用する一般利用者との間の、本サービスの利用に関する一切の關係に適用されます。

第3条（本規約の構成）

本規約に定めるものの他、当社から随時一般利用者に通知又は本サービス上で告知される諸規定、規約等も、一般利用者の承諾により本規約の一部を構成し、本契約に組み込まれるものとし、当社が当該通知又は告知を行った後、当該通知又は告知に記載された諸規定、規約等の効力発生日後において一般利用者が本サービスの利用を継続した場合には、一般利用者は当該諸規定、規約等を承諾したものとみなします。

第4条（定義）

本規約において個別の定義が定められていない限り、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとし、

- (1) 「**一般利用者**」: 本サービスを通じて NFT コンテンツを購入、落札又は視聴する者をいいます。なお、著作権者であっても、本サービスを通じて自らが一次販売するもの以外の NFT コンテンツを、本サービスを通じて購入、落札又は視聴する場合は、一般利用者に含まれます。
- (2) 「**著作権者**」: 本サービスを通じて NFT コンテンツを一次販売する者をいいます。
- (3) 「**一般利用者等**」: 一般利用者及び著作権者をいいます。
- (4) 「**NFT**」: 「Non Fungible Token」の略称であり、ブロックチェーン上で発行されるデジタルトークンのうち、コンテンツの取引履歴を不可逆的に記録する代替性がないものをいいます。
- (5) 「**コンテンツ**」: 動画作品及び音楽作品である著作物をいいます。
- (6) 「**NFT コンテンツ**」: コンテンツのうち、その権利者が本サービスを通じて NFT としてブロックチェーン上に記録されたものをいいます。
- (7) 「**マーケット**」: 本サービスにおいて、著作権者又は二次販売者が一般利用者に対し、NFT コンテンツを出品等及びレンタル等する場をいいます。
- (8) 「**ウォレットアカウント**」: NFT コンテンツを保管し管理するためのソフトウェアのアカウントをいいます。
- (9) 「**決済アカウント**」: 決済代行業者が提供するカード決済サービスのアカウントをいいます。
- (10) 「**ストア**」: NFT コンテンツを出品等及びレンタル等するための、マーケット上の仮想店舗をいいます。
- (11) 「**出品**」: マーケットにおいて、NFT コンテンツの取引に必要な情報を掲載・発信し、一般利用者が購入可能な状態にすることをいいます。
- (12) 「**オークション**」: マーケットにおいて、NFT コンテンツの取引に必要な情報を掲載・発信し、一般利用者が閲覧可能かつ応札可能な状態にすることをいいます。
- (13) 「**レンタル**」: NFT コンテンツを購入又は落札した一般利用者が、マーケットにおいて、当該 NFT コンテンツの全部又は一部を、期間限定で視聴可能な状態にすることをいい、リコメンドを除きます。
- (14) 「**リコメンド**」: NFT コンテンツを購入又は落札した一般利用者が、マーケットにおいて、当該 NFT コンテンツの全部又は一部を、期間限定で視聴者による費用負担なく視聴可能な状態にすることをいいます。
- (15) 「**レンタル等**」: レンタル及びリコメンドをいいます。
- (16) 「**出品等**」: 出品及びオークションをいいます。
- (17) 「**購入等**」: 購入、落札及び視聴を総称します。
- (18) 「**一次販売**」: 著作権者による出品等をいいます。
- (19) 「**一次購入者**」: 著作権者から NFT コンテンツを購入又は落札した一般利用者をいいます。

- (20) 「二次販売」：一次購入者又は二次購入者による出品をいいます。
- (21) 「二次オークション」：一次購入者又は二次購入者によるオークションをいいます。
- (22) 「二次販売等」：二次販売、二次オークション及び一次購入者又は二次購入者によるレンタル等をいいます。
- (23) 「二次販売者」：二次販売等をする一般利用者をいいます。
- (24) 「二次購入者」：一次購入者又は他の二次購入者から NFT コンテンツを購入又は落札した一般利用者をいいます。
- (25) 「ロイヤリティ」：一般利用者が二次販売等及びレンタル等を行う際に著作権者に対して支払う著作権使用料をいいます。
- (26) 「ポイント」：出品等及びレンタル等の対価及び並びにロイヤリティとして一般利用者等に付与されるポイントをいいます。一般利用者のアカウントにおいて、ポイントは日本円で表記され、第 14 条に従い、1 ポイントあたり 1 円で出金が可能です（但し決済手数料が発生します）。

第 5 条 （一般利用者登録）

1. 一般利用者になろうとする者は、本規約に同意の上、当社の定めるフォーマットに必要事項を記入し、ウォレットアカウントを開設し登録の上、一般利用者登録申請を行います。一般利用者登録申請を行うにあたっては、以下の各号の要件を全て満たしている必要があります。
 - (1) 個人の場合：行為能力者であること
 - (2) 法人の場合：日本国内に法人格を有する者であること
 - (3) 過去に第 27 条第 1 項以外の理由により、本契約を終了したことがないこと
 - (4) 自己の名義で適法にウォレットアカウントを開設していること
 - (5) 自己の名義で適法に決済アカウントを開設可能なこと
 - (6) 決済可能な自己名義のクレジットカードを保有していること
 - (7) 本規約及び当社の定めるプライバシーポリシーの内容を十分に理解した上で同意すること
 - (8) 緊急時に連絡をとれる携帯電話番号又は電子メールアドレスを有していること
 - (9) その他当社が定める要件
2. 当社は、前項各号の要件を全て満たしており、かつフォーマットの記載事項に明らかな誤り・虚偽がないと認めた場合に限り、一般利用者登録申請を承諾し、一般利用者アカウントを登録するものとします。
3. 一般利用者登録がなされた時点をもって、当該一般利用者と当社との間で、本規約に基づく本サービスの利用契約（以下「**本契約**」といいます。）が締結されるものとします。
4. 一般利用者は、当社が発行する利用者 ID、アカウント名及びパスワード（一般利用者が初回ログイン後に任意に設定するものを含み、以下「**認証情報**」といいます。）を使

用して本サービスにログインし、本サービスを利用するものとします。

第6条 (一般利用者アカウントの管理)

1. 一般利用者は、本サービスの利用に際して登録したアカウントの認証情報を、不正に利用されないよう自身の責任で厳重に管理しなければならないものとします。当該認証情報を利用して行われた本サービス内の一切の行為は、当該一般利用者による行為とみなします。
2. 一般利用者は、前項の認証情報が盗まれ、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。但し、当社からの指示に従うことは一般利用者を免責するものではなく、かつ、一般利用者による認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により一般利用者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

第7条 (一般利用者の権限)

本サービスにおいて、一般利用者は、以下の各号に定める事項を行うことができます。

- (1) 出品等された NFT コンテンツを購入等すること
- (2) レンタル等された NFT コンテンツを視聴すること
- (3) 本サービス上で購入又は落札した NFT コンテンツを二次販売等すること

第2章 NFT コンテンツの購入等

第8条 (NFT コンテンツの購入)

1. 一般利用者は、マーケットにおいて、当社所定の方法に従い、日本円、当社が指定する電子マネーによる決済により、出品された NFT コンテンツを購入することができます。なお、日本円での決済は、一般利用者自身の名義のクレジットカードにより、決済アカウントを通じて行うものとします。
2. 一般利用者は、購入に際して、著作権者又は二次販売者から示された NFT コンテンツのイメージ画像、サンプル映像及び説明内容（以下「**説明内容等**」といいます。）をよく確認し、かつ以下の取引条件（以下「**出品条件**」といいます。）をよく理解した上で購入しなければならないものとします。
 - (1) 出品数
 - (2) 販売価格
 - (3) 二次販売等時のロイヤリティ
 - (4) レンタル等の最低視聴料金
 - (5) その他当社が定める条件
3. 一般利用者は、購入に際して、以下の各号に規定する行為をしてはならないものとしま

す。

- (1) 真に購入をする意思がないにもかかわらず、NFT コンテンツを購入しようとする
こと
- (2) 自己が著作権者又は二次販売者として出品した NFT コンテンツを購入すること
4. 出品された NFT コンテンツについて一般利用者が購入申込みを行った時点で、当該
NFT コンテンツに関し、出品者・当該一般利用者間でライセンス契約（以下「**ライセン
ス契約**」といいます。）が締結されるものとします。一般利用者は、法令に定めがある
場合を除き、いかなる理由があっても成立したライセンス契約の無効又は取消しを主
張しないものとします。
5. 当社は、出品された NFT コンテンツについて、著作権者又は二次販売者が定めた説明
内容等をそのままストアに記載します。当該説明内容等と NFT コンテンツとの間に齟
齬があった場合を含め、説明内容等の正確性、適法性その他一切の事項につき、当社は
何らの保証もせず、一切責任を負わないものとします。
6. NFT コンテンツの内容及び本サービス内での NFT コンテンツの取引に関して、第三者
（他の一般利用者等を含みます。）との間で紛争等が生じた場合は、全て一般利用者等
の費用と責任で対応するものとし、当社に損害が生じた場合はその全て（合理的な弁護
士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第9条 （NFT コンテンツの落札）

1. 一般利用者は、マーケットにおいて、当社所定の方法に従い、NFT コンテンツのオーク
ションに応札することができます。
2. 一般利用者は、応札に際して、著作権者又は二次販売者から示された説明内容等をよく
確認し、かつ以下の取引条件をよく理解した上で応札しなければならないものとしま
す。
 - (1) 出品数
 - (2) 最低応札価格
 - (3) 表示期間
 - (4) 二次販売等時のロイヤリティ
 - (5) レンタル等の可否
 - (6) レンタル等の最低視聴料金
 - (7) その他当社が定める条件
3. 一般利用者は、応札に際して、以下の各号に規定する行為をしてはならないものとしま
す。
 - (1) 真に落札をする意思がないにもかかわらず、NFT コンテンツを落札しようとする
こと
 - (2) 自己が著作権者又は二次販売者として行ったオークションに応札すること

4. 表示期間中に一般利用者から応札がなされた場合、表示期間の満了をもって、当該 NFT コンテンツに関し、著作権者・当該一般利用者間でライセンス契約が成立するものとします。表示期間中に複数の応札がなされた場合には、表示期間満了時点において最高応札価格をもって応札をした一般利用者との間でライセンス契約が成立するものとします。一般利用者は、法令に定めがある場合を除き、いかなる理由があっても成立したライセンス契約の無効又は取消しを主張しないものとします。
5. 著作権者又は二次販売者が定めた表示期間にかかわらず、当社は、表示期間満了直前に応札がなされた場合等、別途当社が定める条件を満たした場合に表示期間を延長することができるものとします。
6. 当社は、表示期間が満了した後すみやかに、応札した一般利用者に対し、当社の定めた方法により落札の成否を通知するものとします。落札の成功を通知された一般利用者は、当社所定の方法に従い、日本円、当社が指定する電子マネーによる決済により、落札価格をもって当該 NFT コンテンツを購入しなければなりません。日本円による決済には、前条第 1 項なお書きが適用されます。
7. オークションにも前条第 5 項及び第 6 項が準用されます。

第 10 条 (NFT コンテンツの視聴)

1. 一般利用者は、マーケットにおいて、当社所定の方法に従い、日本円、当社が指定する電子マネーによる決済により、又は無料にて、二次販売者によりレンタル等された NFT コンテンツを視聴することができます。日本円による決済には、第 8 条第 1 項なお書きが適用されます。
2. 一般利用者は、視聴に際して、二次販売者から示された説明内容等をよく確認し、かつ以下の取引条件をよく理解した上で視聴しなければならないものとします。
 - (1) 視聴料金 (リコメンドの場合は、無料です。)
 - (2) レンタル等の期間
 - (3) 視聴回数
 - (4) その他当社が定める条件
3. 視聴にも第 8 条第 5 項及び第 6 項が準用されます。

第 3 章 NFT コンテンツの二次販売等

第 11 条 (NFT コンテンツの二次販売)

1. 一般利用者は、本サービス上で購入又は落札した NFT コンテンツについて、決済アカウントを登録し、当社の定めた範囲で以下の二次販売条件を設定した上で、マーケット上で二次販売することができます。但し、一般利用者が NFT コンテンツをレンタル等している場合、その期間が満了するまでの間、当該 NFT コンテンツの二次販売等をす

ることはできません。また、第3号及び第5号に関しては、一次販売の際に著作権者によって設定された条件に従うものとし、当該条件を変更することはできません。

- (1) 販売数（一般利用者が購入又は落札した数を上限とします）
 - (2) 販売価格
 - (3) 二次販売等時のロイヤリティ（料率）
 - (4) レンタル等の最低視聴料金
 - (5) その他当社が定める条件
2. 一般利用者は、二次販売に際して、二次販売する NFT コンテンツに関し、以下の表示条件を定めるものとします。なお、一般利用者は、二次販売に際してイメージ画像又はサンプル動画を公開する場合、一次販売の際に著作権者によって設定されたイメージ画像及びサンプル動画の内容を変更することはできません。
 - (1) 表示期間
 - (2) マーケット上に公開される当該 NFT コンテンツの説明内容
 - (3) マーケット上で公開される当該 NFT コンテンツのイメージ画像の有無
 - (4) マーケット上で公開される当該 NFT コンテンツのサンプル動画の有無
 3. 二次販売された NFT コンテンツは、前項で定めた表示条件に従い、第1項で定めた二次販売条件とともにマーケット上に表示され、いつでも他の一般利用者により購入可能な状態に置かれ、以降、当該二次販売条件及び表示条件を変更することはできないものとします。
 4. 二次販売された NFT コンテンツについて他の一般利用者からの購入申込みがなされた時点で、当該 NFT コンテンツに関し、著作権者と一次購入者との間のライセンス契約は当然に終了し、新たに著作権者と二次購入者との間で、終了したライセンス契約と同一の条件に基づくライセンス契約が成立するものとします。一般利用者は、法令に定めがある場合を除き、いかなる理由があっても新たに成立したライセンス契約の無効若しくは取消しを主張し、又は終了したライセンス契約の有効若しくは復活を主張しないものとします。
 5. 一般利用者は、前項に基づくライセンス契約の成立時まで、当該二次販売を取り消すことができます。
 6. 当社は、第2項の表示条件について、一般利用者が定めた内容をそのままマーケット上に記載します。表示条件と NFT コンテンツとの間に齟齬があった場合を含め、表示条件の正確性、適法性その他一切の事項につき、当社は何らの保証もせず、一切責任を負わないものとします。
 7. NFT コンテンツの内容及び本サービス内での NFT コンテンツの取引に関して、第三者（他の一般利用者等を含みます。）との間で紛争等が生じた場合は、全て一般利用者等の費用と責任で対応するものとし、当社に損害が生じた場合はその全て（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第12条 (NFTコンテンツの二次オークション)

1. 一般利用者は、本サービス上で購入又は落札した NFT コンテンツについて、決済アカウントを登録し、前条第1項の二次販売条件及び前条第2項の表示条件を定めた上で、マーケット上で NFT コンテンツのオークションを行うことができます。その場合、前条第1項第1号の販売価格に代えて、最低応札価格を定めるものとします。
2. 出品された NFT コンテンツは、前項で定めた表示条件に従い、前項で定めた二次販売条件とともにマーケット上に表示され、いつでも他の一般利用者により応札可能な状態に置かれ、以降、当該二次販売条件及び表示条件を変更することはできないものとします。
3. 一般利用者が定めた表示期間にかかわらず、当社は、表示期間満了直前に応札がなされた場合等、別途当社が定める条件を満たした場合に表示期間を延長することができるものとします。
4. 表示期間中に他の一般利用者から応札がなされた場合、表示期間の満了をもって、当該 NFT コンテンツに関し、著作権者と一次購入者との間のライセンス契約は当然に終了し、新たに著作権者と当該一般利用者との間で、終了したライセンス契約と同一の条件に基づくライセンス契約が成立するものとします。表示期間中に複数の応札がなされた場合には、表示期間満了時点において最高応札価格をもって応札をした一般利用者との間でライセンス契約が成立するものとします。一般利用者は、法令に定めがある場合を除き、いかなる理由があっても成立したライセンス契約の無効又は取消しを主張しないものとします。
5. オークションを行った一般利用者は、最初の応札がなされるまでの間に限り、当該オークションを取り消すことができます。
6. 表示期間内に応札がなかった場合、表示期間満了をもってオークションは終了し、当該 NFT コンテンツのオークションは自動的に取り下げられます。
7. オークションにも前条第6項及び第7項が準用されます。

第13条 (NFTコンテンツのレンタル等)

1. 一般利用者は、本サービス上で購入又は落札した NFT コンテンツについて、決済アカウントを登録し、当社の定めた範囲で以下の条件を設定した上で、マーケット上でレンタル等を行うことができるものとします。但し、一般利用者が NFT コンテンツを二次販売等している場合、その二次販売等が取り下げられるまでの間、当該 NFT コンテンツのレンタル等をすることはできません。また、一般利用者がリコメンドを行う場合、一般利用者は、著作権者が定めた最低視聴料金を基準に計算されるロイヤリティ及び本サービス利用手数料を、視聴者に代わって負担し、著作権者及び当社に支払うものとします。

- (1) 視聴料金（リコメンドとする場合はその旨の記載を含みます。）
 - (2) レンタル等の期間
 - (3) 視聴回数
 - (4) その他当社が定める条件
2. 一般利用者は、レンタル等の際して、レンタル等する NFT コンテンツに関し、以下の表示条件を定めるものとします。なお、一般利用者は、レンタル等の際してイメージ画像又はサンプル動画を公開する場合、一次販売の際に著作権者によって設定されたイメージ画像及びサンプル動画の内容を変更することはできません。
 - (1) 表示期間
 - (2) マーケット上に公開される当該 NFT コンテンツの説明内容
 - (3) マーケット上で公開される当該 NFT コンテンツのイメージ画像の有無・内容
 - (4) マーケット上で公開される当該 NFT コンテンツのサンプル動画の有無・内容
 3. レンタル等された NFT コンテンツは、前項で定めた表示条件に従い、第 1 項で定めたレンタル等の条件とともにマーケット上に表示され、いつでも他の一般利用者により視聴可能な状態に置かれ、以降、当該レンタル等の条件及び表示条件を変更することはできないものとします。
 4. レンタル等を行った一般利用者は、いつでも当該レンタル等を取り消すことができます。但し、当該 NFT コンテンツの視聴期間が開始している場合には、当該視聴期間が満了するまでの間、当該レンタル等を取り消すことはできません。
 5. レンタル等にも第 11 条第 6 項及び第 7 項が準用されます。

第 14 条（決済）

1. 当社は、一般利用者から支払われた以下の代金・料金を受領する権限を有するものとします。
 - (1) 出品された NFT コンテンツの購入代金
 - (2) オークションにかけられた NFT コンテンツの落札代金
 - (3) レンタルされた NFT コンテンツの視聴料金
 - (4) 二次販売等された NFT コンテンツのロイヤルティ
2. 当社は、一般利用者から前項の代金・料金を受領し次第、速やかに、当該代金・料金額から所定の本サービス利用手数料相当額を控除した残額に相当するポイント（以下「**支払対象ポイント**」といいます。）を、以下のとおり一般利用者等に対し付与します。
 - (1) 著作権者による出品等の場合：支払対象ポイントを著作権者に対して付与します。
 - (2) 一般利用者による出品等又はレンタル等の場合（二次販売等の場合）：二次販売等のロイヤリティ相当額のポイントを、著作権者に対して付与します。同時に、支払対象ポイントから、当該ロイヤリティ相当額を控除した残額に相当するポイントを、二次販売等を行った一般利用者に対して付与します。

3. 一般利用者は、前項により付与されたポイントの全部又は一部を、現金へ交換するよう、当社に対して請求することができます。
4. 当社は、一般利用者が指定した口座へ、所定の手数料を控除した上で、一般利用者が請求したポイント数に対応する金額を振り込むものとします。

第 15 条（出品等及びレンタル等の停止）

1. 当社は、以下の各号に該当する場合には、一般利用者等に対して予告することなく、当該 NFT コンテンツの出品等及びレンタル等（二次販売等を含みます。以下本条において同じ。）を停止することができるものとします。
 - (1) 出品等又はレンタル等された NFT コンテンツが以下の要件を満たしていないと合理的に判断された場合
 - 著作権者が、当該コンテンツについて、著作権（著作者人格権を含み、著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。以下同じ。）その他本サービスに出品等及びレンタル等することにつき必要な一切の権限を有していること、又は著作権を保有する者より本サービスに出品等及びレンタル等することにつき必要な一切の権限を付与されていること
 - 当該コンテンツが第三者の著作権、商標権、肖像権、所有権等の権利若しくは名誉、信用等の法的利益を侵害していないこと
 - 当該コンテンツが犯罪行為に用いられておらず、犯罪行為を助長せず、又はそのおそれがないこと
 - 当該コンテンツが、暴力的な表現、性的表現、児童ポルノや児童虐待を含む表現、差別的表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な表現を含んでいないこと
 - 当該コンテンツが、当社が別途定める映像・音声の技術的規格を満たしていること
 - その他当社が定める要件
 - (2) 当社が第三者から、出品等又はレンタル等された NFT コンテンツが当該第三者の権利又は法的利益を侵害するとして異議又はクレーム等を申し立てられた場合
 - (3) 著作権者による出品から 1 年以内に、一般利用者からの購入申込みがない場合
2. 前項に基づく出品等及びレンタル等の停止がなされた場合、当社は当該 NFT コンテンツの著作権者及び二次販売者に対して、前項各号に該当しない理由について回答を求めるものとします。この場合、当該著作権者及び二次販売者は、当社が指定した期間内に回答を行い、又は当該出品等及びレンタル等を自主的に取り下げる義務を負います。
3. 前項の回答がなされることにより、第 1 項各号に該当しないと当社が判断した場合、当社は出品等及びレンタル等の停止を解除するものとします。
4. 第 2 項の回答を踏まえても第 1 項各号に該当すると当社が判断した場合、又は著作権

者若しくは二次販売者が第2項の義務を履行しなかった場合、当社は当該 NFT コンテンツの出品等及びレンタル等を強制的に取り下げることができるものとします。この場合、当該 NFT コンテンツを再度出品等及びレンタル等することはできません。

5. 二次販売等について出品等及びレンタル等の停止又は前項に基づき取下げがなされた場合であっても、二次販売等を行った一般利用者は、当社に対して、損害の賠償を請求できないものとし、著作権者との間で紛争が発生した場合であっても、自己の費用と責任で解決するものとします。

第4章 一般条項

第16条（知的財産権の取扱い）

1. 本サービスにおいて当社が提供するシステム等に関わる権利は、当社又は当該システム等を構成するプログラム・ソースコード・ライブラリに係る権利を有する第三者が有しており、当社は一般利用者に対し、当社又は当該第三者が有する権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権を含みます。）を譲渡、転用、改変、リバースエンジニアリング又は逆アセンブル等することを許諾するものではありません。
2. 一般利用者は、ライセンス契約を締結することにより、本サービスを通じてデータ等にアクセスし、本サービスの機能を用いて当該データ等を利用等することができるものとします。なお、ライセンス契約において、一般利用者に対し本サービスから独立した方法でデータ等を利用等する権限は与えられませんので、一般利用者は本サービスから独立した方法でデータ等を利用等してはなりません。

第17条（禁止行為）

本規約に個別に定めるものの他、一般利用者は、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 他の一般利用者等との間で、本サービスを介さずに、直接 NFT コンテンツの取引を行うこと
- (2) 本サービスのサーバーやネットワークシステムに支障を与えること
- (3) 当社による本サービスの運営又は他の一般利用者等による本サービスの利用を妨害すること
- (4) 本サービスの不具合を意図的に利用すること
- (5) 本サービスを本来の目的以外の目的に使用すること
- (6) その他当社が不相当と判断する態様で本サービスを利用すること

第18条（当社の免責）

1. 当社は NFT コンテンツ（当該 NFT コンテンツについて一般利用者等が定めた表示条件

を含みます。以下本条において同じ。)の正確性、適法性、有用性、有効性等を調査する義務を負わず、その内容につき何らの保証もいたしません。

2. 当社は、第 15 条に基づく出品等及びレンタル等の停止又は取下げによって一般利用者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。
3. 当社は、本サービスに事実上又は法律上の問題（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておらず、これらに関して一般利用者に対し何らの責任も負いません。
4. 当社は、一般利用者等が本サービスに入力した決済手段又は金融機関の情報が第三者に利用されたこと若しくは入力情報の内容が不正確であったことによって一般利用者に生じた損害に関して、一切責任を負いません。
5. 本規約に個別に定めるものの他、当社は、本サービス、ウォレット及び NFT コンテンツのブロックチェーンに起因して一般利用者が生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。但し、本契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、一般利用者の損害（逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を除き、通常生ずべき損害の範囲に限り。）について、当該損害が生じるまでに当社が当該一般利用者から受領した第 14 条第 2 項に定める手数料相当額を上限として、損害賠償責任を負うものとします。

第 19 条（本サービスの提供中止等）

1. 当社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、一般利用者へ通知・催告することなく本サービスの提供を全面的に若しくは部分的に中止し、又は NFT コンテンツを本サービスから削除することがあります。
 - (1) 本サービスへの不正アクセス又は本サービスの不正利用が確認されたとき又はその疑いのあるとき
 - (2) 本サービスに関するシステムの障害その他の事由により本サービスが使用不能となったとき又はそのおそれが生じたとき
 - (3) 本サービスに関するシステムの保守管理その他の事由により本サービスに関するシステムの全部又は一部を中止する必要がある場合であって、一般利用者への予告が困難な事情があるとき
 - (4) 一般利用者等による本サービスの利用が本規約又は当社と当該一般利用者等との間の契約に違反し、又は違反するおそれのある場合であって、当該違反者に対し必要な措置を講ずるのみでは十分な状況の回復が見込めないとき
 - (5) その他やむを得ない事由が生じたとき
2. 前項によるサービスの全部又は一部の提供中止、又は NFT コンテンツの本サービスからの削除により、一般利用者に損害が生じた場合でも、当社は何らの責任も負いません。

第 20 条（登録事項の変更）

1. 一般利用者は、一般利用者登録にあたり当社に提出した情報に変更があった場合、別途当社所定の方法により当該変更事項について遅滞なく当社に届け出るものとし、常に最新かつ正確な情報を維持しなければならないものとし、
2. 一般利用者が前項の届出を怠ったことにより、当社からの通知、連絡が延着し又は到達しなかった場合でも、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことを一般利用者は異議なく承諾するものとし、

第 21 条（譲渡等の禁止）

1. 一般利用者は、本契約に基づく自己の地位を第三者に譲渡してはなりません。
2. 一般利用者は、本契約から発生した権利義務の全部又は一部を、当社の書面による承諾なしに第三者に譲渡し、承継し、引き受けさせ、又は第三者のために担保に供してはなりません。

第 22 条（秘密保持）

1. 一般利用者は、本サービスの利用又は本契約に関連して知得した当社の営業上、技術上その他業務に関する一切の情報（以下「**秘密情報**」といいます）を、当社の事前の書面による承諾なく第三者に開示、提供又は漏洩してはならないものとし、以下各号に規定する情報は秘密情報から除きます。
 - (1) 開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - (2) 開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (3) 開示された時点で、既に自ら保有していたもの
 - (4) 秘密情報によらずに独自に開発した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に開示されたもの
2. 当社は、法令又は公的機関の正当な要請に基づき一般利用者の情報を開示する必要がある場合、必要最低限の範囲で一般利用者の情報を開示することができるものとし、

第 23 条（個人情報）

当社が取得した一般利用者の個人情報の取扱いは、本規約に個別に定めがある場合を除き、当社のプライバシーポリシー (<https://www.nekojarashi.com/privacy/>) に従います。一般利用者は本契約の締結にあたり、当社のプライバシーポリシーにも同意しなければなりません。

第 24 条（損害賠償）

一般利用者は、本規約上のいずれかの条項に違反し、その結果当社に損害を生じさせた場合、当社に対し、当社に生じた一切の損害（弁護士費用を含みます。）を賠償する責を負うもの

とします。

第 25 条（有効期間）

本契約は、一般利用者が一般利用者として登録されている限り、有効に存続するものとします。

第 26 条（本契約の終了）

1. 一般利用者は、当社に契約の終了を申し出て、当社により本サービス上で NFT コンテンツに関し未完了の取引がないことが確認された場合に、ウォレットアカウント及び決済アカウントを自ら抹消することにより、本契約を終了することができるものとします。未完了の取引がないことが当社により確認されるまで、一般利用者は本契約を終了することはできません。
2. 前項に加え、一般利用者が、その事由の如何にかかわらずウォレットアカウント又は決済アカウントを前項の手続きを経ることなく抹消し又は喪失した場合、本契約は自動的に終了するものとします。なお、ウォレットアカウント又は決済アカウントを抹消又は消失した時点で、NFT コンテンツに関し未完了の取引がある場合、取引がウォレットに正常に記録されない、あるいは取引の決済が正常に行われない可能性があります。これにより一般利用者に損害又は損失が生じ、あるいは当該取引に関して他の一般利用者等との間で紛争が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。
3. 前二項により本契約が終了した場合、その時点で存在している出品者と当該一般利用者間のライセンス契約は当然に終了し、当該一般利用者のポイントは消滅するものとします。
4. 理由を問わず著作権者が本サービスの利用を終了した場合であっても、終了時点までに成立した当該著作権者との間のライセンス契約は何ら影響を受けず、終了後も当該ライセンス契約は有効に存続します。但し、終了後に一般利用者が NFT コンテンツを二次販売等したとしても、本サービスを通じて著作権者にロイヤリティを支払うことができません。この場合、ロイヤリティの支払いについては、著作権者及び一般利用者にて協議し解決いただくものとし、当社は一切関与いたしません。
5. 一般利用者は、本契約が終了した後、当社に対して、自らの個人情報の削除を請求することができるものとします。

第 27 条（当社による一般利用者登録の抹消）

1. 前条の定めにかかわらず、一般利用者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は一般利用者に対し通知・催告をすることなく一般利用者登録を抹消、本契約の解除、出品等及びレンタル等の取下げ等、必要な措置を講ずることができるものとします。

- (1) 故意又は過失に基づく行為により当社が損害を被った場合
 - (2) 本規約に違反し当社が相当期間を定めて書面で催告した後もこれが是正されない場合
 - (3) 信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
 - (4) 本サービスを1年以上利用していない場合
 - (5) 当社の責に帰すべき事由によらず、1か月以上連絡が取れない場合
 - (6) 破産若しくは民事再生の申立てをし、又は第三者からこれらの申し立てがされた場合
 - (7) 責任能力を喪失し、又は死亡した場合
 - (8) その他当社が一般利用者として適当でないと判断する相当の理由がある場合
2. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合等により、本サービスの提供の全てを終了することがあり、この場合、一般利用者に対して事前に通知することにより、本契約を終了させることができます。
 3. 前二項による登録の抹消又は本契約の終了も、前条第3項が適用されます。また、前二項による登録の抹消又は本契約の終了により、一般利用者に損害（逸失利益、機会損失を含みます。）が生じた場合でも、当社は一切責を負わないものとします。
 4. 理由を問わず本契約が終了した後も、第8条第4～6項、第6条第2項、第9条第4項及び第7項、第10条第3項、第11条第4項、第6項及び第7項、第12条第4項及び第7項、第13条第5項、第15条第5項、第16条、第17条、第18条、第19条第2項、第21～24条、第26条第2項、第4項及び5項、前項及び本項並びに第28～37条の各規定は有効に存続するものとします。また、一般利用者は、購入等した NFT コンテンツと同一のコンテンツを、本契約期間中及び本契約終了後に本サービス外で第三者に対し販売、配信その他利用許諾してはならないものとします。

第 28 条（情報の帰属、提供等）

一般利用者は、当社が本サービスを運営する上で取得する一般利用者の行動情報が当社に帰属することに同意し、当社がそれらの情報を利用すること及び第三者に対してこれらの情報を開示できることを承諾します。

第 29 条（反社会的勢力の排除）

1. 一般利用者は、自らが以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 総会屋等
 - (5) 社会運動等標榜ゴロ
 - (6) 特殊知能暴力集団等
 - (7) 前各号又は暴力団関係企業の共生者（前各号に掲げる者若しくは暴力団関係企業の資

金獲得活動に乗じ、又は、前各号に掲げる者若しくは暴力団関係企業の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者)

2. 一般利用者は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、一般利用者が第1項の表明保証又は前項の確約に違反し、又は違反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、本契約の終了、NFTコンテンツの削除等を含め必要な措置を講ずることができ、かつ自らが被った損害の賠償を一般利用者に請求することができるものとします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、一般利用者に対して何ら説明し、又は開示する義務を負わず、かつ、本項に基づく措置に起因し、又は関連して一般利用者に損害が生じた場合であっても、何らの責任も負いません。

第30条（当社からの通知方法）

本サービスに関する当社から一般利用者への通知の方法は、一般利用者登録申込時に提出したメールアドレスに対し、電子メールを送信する方法を原則とします。但し、当社の裁量により、当社が適切と判断するその他の方法で通知することを妨げるものではありません。

第31条（不可抗力）

1. 当社は、通常講じるべき対策では防止できないコンピュータウイルス被害、停電被害、サーバー故障、回線障害、天変地異による被害、その他当社の責によらない不可抗力に基づく事由（以下「**不可抗力**」といいます。）による本契約の債務不履行につき、一切責任を負わないものとします。
2. 一般利用者は、不可抗力に起因して、本サービスにおいて管理又は提供されるデータが消去又は変更される可能性があることを、予め承諾するものとします。

第32条（準拠法）

本契約に関する準拠法は全て日本法とし、同法に従い解釈されます。

第33条（合意管轄裁判所）

本契約に関して一般利用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所

を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、一般利用者及び当社は別途協議の上、これを決定するものとします。

第 35 条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更する場合、第 30 条に定める方法で一般利用者に通知することにより本規約を変更することができるものとします。当社が当該通知を行った後、当該通知に記載された変更の効力発生日後において一般利用者が本サービスの利用を継続した場合には、当該一般利用者は当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 36 条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項又はその一部が、そのままでは適用される法令等により無効又は執行不能と判断された場合、当該部分は適用される法令等によっても有効となるよう可能な限り限定的に解釈されるものとし、かつ、本契約の残りの規定又は残りの部分は、何らの影響も受けず継続して完全に効力を有するものとします。

第 37 条（完全合意）

本契約は、本サービスの利用に関する当社と一般利用者との間の合意事項の全てであり、口頭又は書面等の方式を問わず、本契約に先立ちこれと異なる交渉、合意等があったとしても、本契約はそれらに優先し、何らの影響も受けないものとします。

附則

2022 年 11 月 5 日 制定

2022 年 12 月 1 日 改定